

消防法令違反の建物を公表する制度が始まります

問合せ 消防本部 予防課 (☎ 76 - 0223)

市では、消防法令違反の建物を公表する制度を4月1日から施行します。
この制度は、建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、その建物を利用するか否かを自らが判断できるように、消防法令違反の内容などをホームページ上に公表するものです。



公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物 (右表参照)



▼消防法施行令別表第一 (抜粋)

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
(3) 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
	ロ	病院、診療所、助産所
(6) 項	イ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(16) 項	イ	複合用途防火対象物((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの)
	ロ	地下街
(16の2) 項		準地下街

公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のいずれかが設置されていないもの



公表する内容

建物の名称、所在地、違反内容など

公表する時期

消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が継続している場合に、違反が是正されるまで公表します。

